

## ○国内旅行コロナお守りパック

国内旅行ツアー中に発熱などの症状で離団したお客様の費用負担について担保する任意保険の案内（東日本）

\* 国内旅行においては、疾病を担保する任意保険は存在しないため、旅行自体が担保する保険の加入を検討する

## 阪急交通社がおすすめする 「コロナお守りパック」のご案内

（国内旅行傷害保険+新型コロナウイルス感染症一時金特約、メディカルアシストサービス付帯）



新型コロナウイルス感染症（Covid-19）を補償し、  
旅行参加者に安心をお届けする新しい保険パッケージです。

- Point 1** 旅行中に新型コロナウイルスに罹患し、発病した場合に一時金をお支払い  
【新型コロナウイルス感染症一時金特約】
- Point 2** 旅行中に偶然な事故によりケガを負われた場合、所定の保険金をお支払い  
【国内旅行傷害保険】
- Point 3** 救急専門医常駐の相談窓口が、傷病時の対処方法などをアドバイス  
【メディカルアシスト】

本保険は契約者：株式会社阪急交通社となる包括契約であり、団体単位（5名以上）でご加入意思を確認させていただきます。  
被保険者（補償の対象となる方）は旅行参加者全員となり、一部の参加者を対象外とすることはできません

### Point 1 新型コロナウイルス感染症一時金特約

下記のいずれかに該当した場合、被保険者1名に対し3万円をお支払いします。

<p>旅行者本人 の感染</p>	<p><u>旅行行程中または旅行行程が終了した日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を 発病したとき</u></p>
<p>旅行同行者 の感染</p>	<p>旅行行程中に、被保険者の旅行同行者*が新型コロナウイルス感染症を発病したとき *「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。 ①被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で被保険者に同行する方 ②被保険者が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方 ③被保険者が参加する企画旅行の添乗員</p>
<p>CASE 1</p> <p>参加者が団体旅行終了後10日後に、体の不調を感じ病院でPCR検査を受診。 新型コロナウイルス感染症の発病を確認。</p> <p> 発病した本人に3万円をお支払い</p>	<p>CASE 2</p> <p>20名が参加した団体旅行（添乗員付）で、 旅行行程中に参加者1名が体調不良により病院へ。 新型コロナウイルス感染症の発病を確認。</p> <p> 旅行参加者全員に3万円をお支払い</p>